

基安発 0531 第 4 号
令和 6 年 5 月 31 日

一般社団法人日本機械工業連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和 5 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策について、令和 6 年 2 月 27 日付け基安発 0227 第 4 号「令和 6 年「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」をお送りしたところです。今般、別添 1 「令和 5 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめるとともに、別添 2 により、「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱を改正しました。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

令和5年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

1 職場における熱中症による死傷者数の状況（2014～2023年）

職場での熱中症による死者数及び休業4日以上の業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、令和5年（2023年）に1,106人となつた。うち死者数は31人となっている。

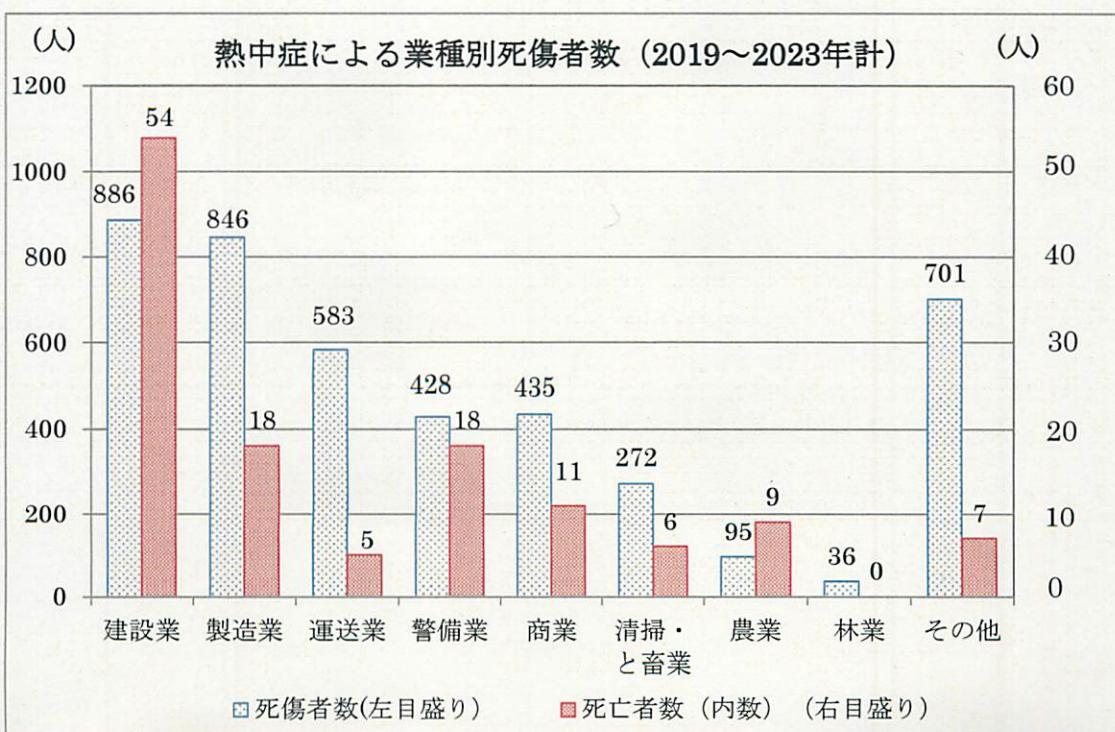
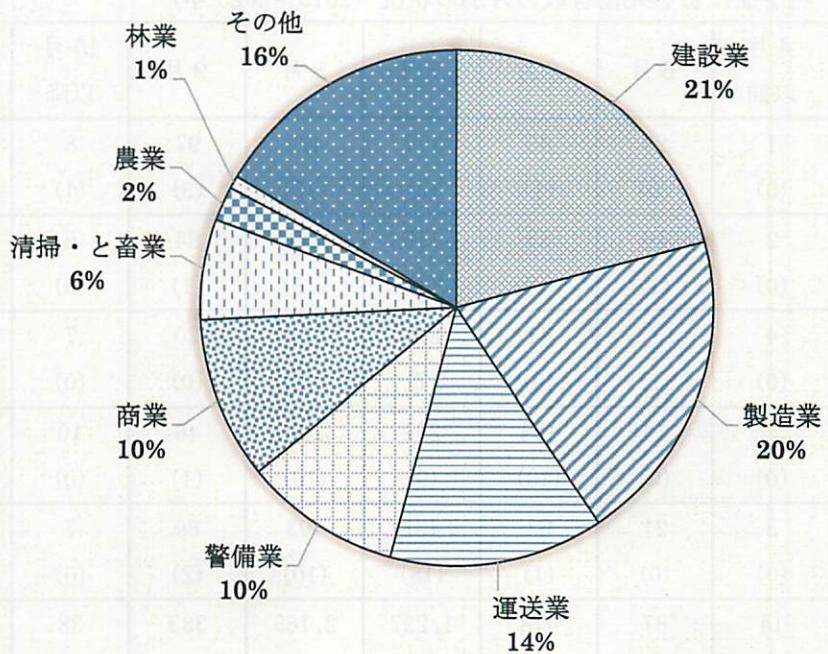
職場における熱中症による死傷者数の推移（2014年～2023年）（人）

| 2014 年 | 2015 年 | 2016 年 | 2017 年 | 2018 年 | 2019 年 | 2020 年 | 2021 年 | 2022 年 | 2023 年 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 423 (12) | 464 (29) | 462 (12) | 544 (14) | 1,178 (28) | 829 (25) | 959 (22) | 561 (20) | 827 (30) | 1,106 (31) |

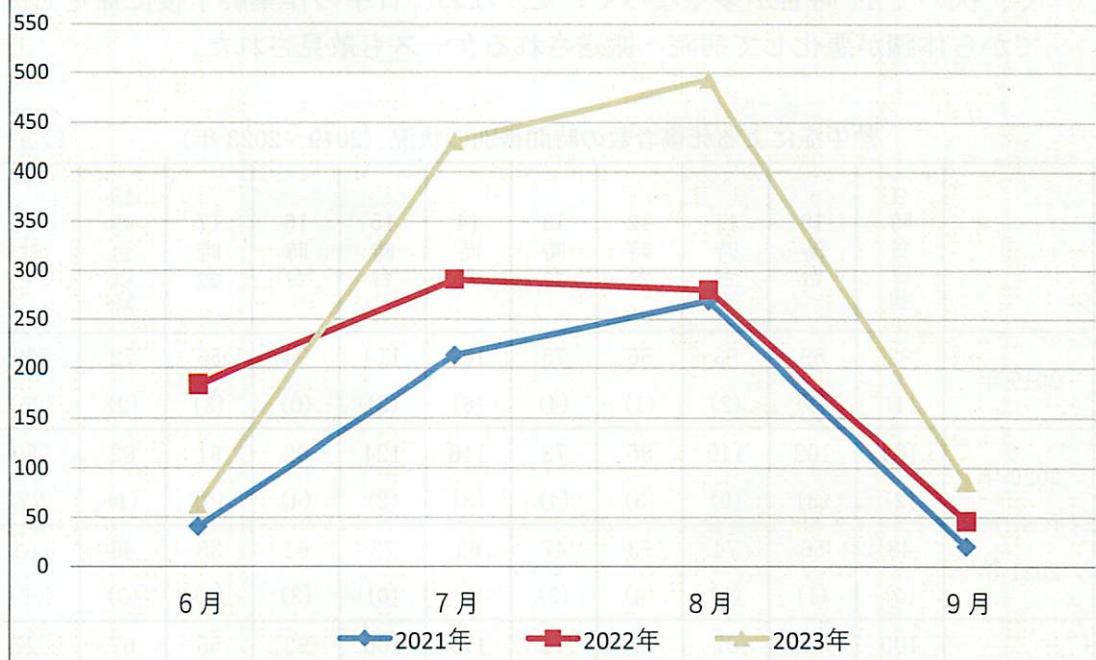
※（）内の数値は死者数であり、死傷者数の内数である。



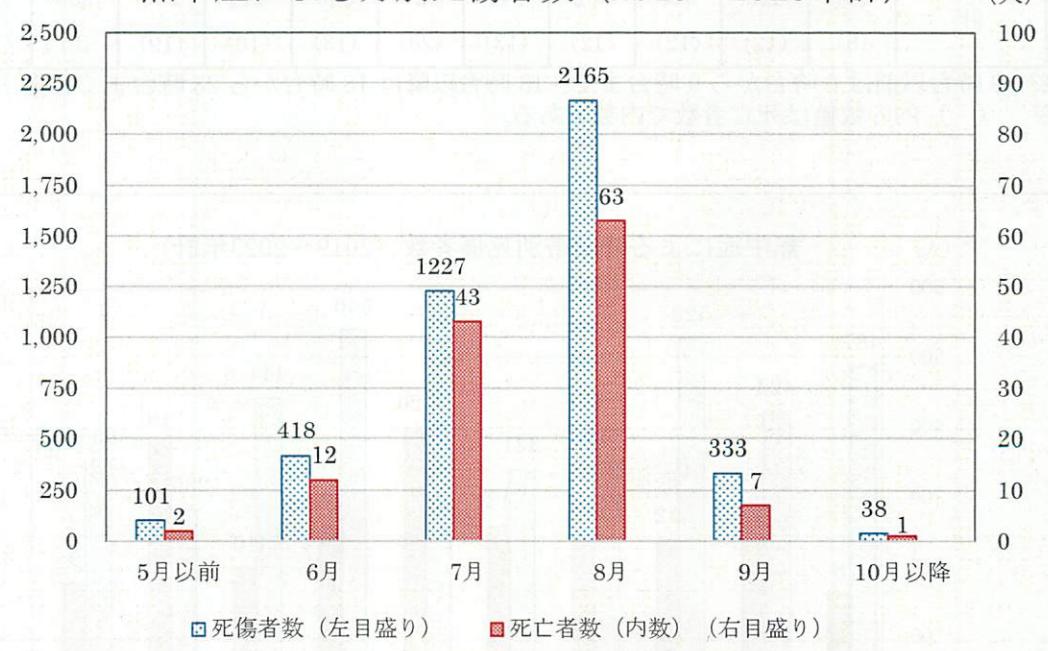
熱中症による業種別死傷者数の割合 (2019年～2023年計)



(人) 热中症による月別死傷者数 (2021年～2023年)



(人) 热中症による月別死傷者数 (2019～2023年計)



4 年齢別発生状況（2019～2023年）

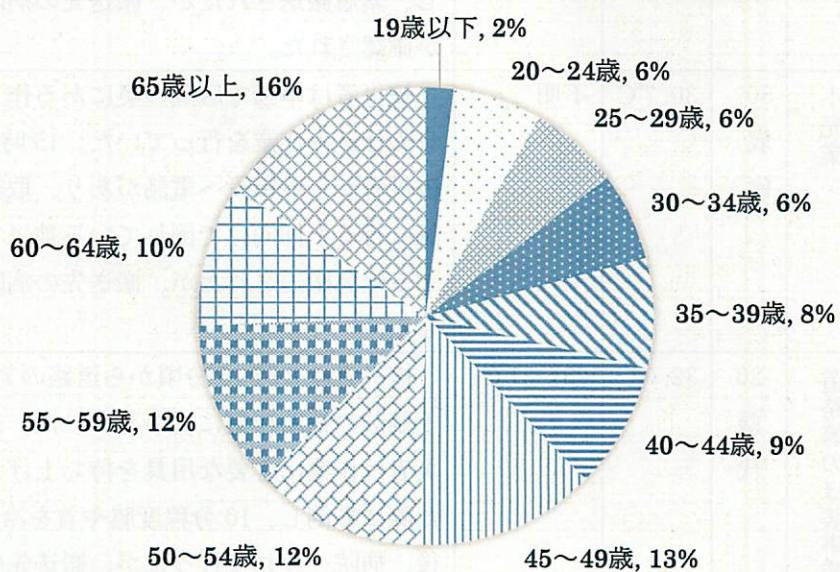
2019年以降の年齢別の熱中症の死傷者数をみると、全体の約5割が50歳以上となっていた。

熱中症による死傷者数の年齢別の状況（2019～2023年）（人）

| | 19歳以下 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 | 計 |
|-------|-----------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| 2019年 | 18 (0) | 57 (0) | 53 (1) | 55 (2) | 58 (0) | 79 (3) | 117 (9) | 98 (3) | 111 (3) | 69 (1) | 114 (3) | 829 (25) |
| 2020年 | 24 (0) | 54 (0) | 51 (0) | 56 (1) | 82 (2) | 87 (5) | 134 (2) | 123 (4) | 105 (2) | 93 (3) | 150 (3) | 959 (22) |
| 2021年 | 12 (1) | 46 (0) | 25 (0) | 41 (0) | 36 (2) | 53 (2) | 69 (3) | 65 (3) | 70 (4) | 58 (1) | 86 (4) | 561 (20) |
| 2022年 | 10 (0) | 39 (2) | 72 (1) | 62 (3) | 69 (1) | 72 (1) | 103 (5) | 93 (3) | 94 (4) | 87 (3) | 126 (7) | 827 (30) |
| 2023年 | 20 (0) | 80 (2) | 71 (2) | 48 (0) | 88 (1) | 90 (6) | 122 (1) | 136 (4) | 133 (4) | 120 (4) | 198 (7) | 1,106 (31) |
| 計 | 84 (1) | 276 (4) | 272 (4) | 262 (6) | 333 (6) | 381 (17) | 545 (20) | 515 (17) | 513 (17) | 427 (12) | 674 (24) | 4,282 (128) |

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

熱中症による年齢別死傷者数の割合（2019～2023年計）



| | | | | | | |
|----|---|------------------------|------|-------|-------|--|
| 5 | 7 | その他の建築業 | 60歳代 | 27.1℃ | 29℃ | 被災者は9時から道路の草刈り及び集草業務に従事していた。10時から30分休憩取得後に被災者がいないことに気づき、休憩場所から10mほど離れた道路で仰向けになって倒れている被災者を発見し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。 |
| 6 | 7 | 警備業 | 70歳代 | 32.0℃ | 不明 | 被災者は4時過ぎからボイラー室内においてボイラー運転業務を行っていた。8時頃に机に伏せる状態で発見され、その後病院に救急搬送されたが、脱水症状があり、搬送先の病院で死亡した。 |
| 7 | 7 | 電気設備工事業 | 60歳代 | 30.4℃ | 26.7℃ | 被災者は10時から同僚と2人で個人宅へ家電の配達、設置を行っていた。7件の配達業務を終え、16時45分に店舗に戻った際に胸の痛みを訴えたため、同僚が病院へ連れて行ったところ、その後病院で死亡した。 |
| 8 | 7 | 農業 | 20歳代 | 33.1℃ | 31.0℃ | 被災者は農地において草刈り業務に従事していた。離れて作業していた同僚が被災者の作業場所に行くと倒れている被災者を発見し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 |
| 9 | 7 | ト鉄骨・鉄筋建築コンクリート造家屋建築工事業 | 50歳代 | 30.3℃ | 30.3℃ | 被災者は8時15分頃からの型枠取り付け業務に従事していた。適宜休憩を取りながら作業していたが14時50分頃事業主から体調不良を指摘され休憩に向かったが、15時頃に同僚が倒れている被災者を発見し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 |
| 10 | 7 | 新聞小売業 | 50歳代 | 36.8℃ | 31.7℃ | 被災者はオートバイで夕刊の配達を行っていた。配達先の敷地内で倒れているところを発見され、救急搬送されたが、その後搬送先の病院で熱中症のため死亡した。 |
| 11 | 7 | 卸売業 | 40歳代 | 30.9℃ | 31.3℃ | 被災者は8時20分頃から近隣の工場から出る金属くず回収業務に従事していた。2回目の回収を行ったあとに10時頃に休憩に向かったが、戻って来なかつたため同僚が探しに行くとうつ伏せの状態で倒れており、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 |

| | | | | | | |
|----|---|--|--------------|--------|--------|---|
| 17 | 7 | 警備業 | 50 歳 代 | 31.7°C | 不明 | 被災者は8時から17時まで道路改良工事現場で警備業務に従事していた。被災者が17時頃に待機していたところ、突然地面に倒れ込んだため、水分補給していたところ、17時11分頃に意識を失ったため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 |
| 18 | 7 | その他の建築業 | 40 歳 代 | 34.8°C | 31.0°C | 被災者は、8時の朝礼を終えた後、現場内で資材の片付け等を行っていた。14時40分に一旦作業が終了したため、休養所へ向かったが、直後に現場事務所の階段でうずくまつて倒れているところを発見され、救急搬送されたが、搬入先の病院で死亡した。 |
| 19 | 7 | その他の土木工事業 | 70 歳 代 | 30.8°C | 30.7°C | 被災者は8時30分頃からドラグ・ショベルを使用して掘削作業等を行った後、9時15分頃に事業主とドラグ・ショベルの運転を交替後、被災者は掘削箇所の高さ等を見る作業を行っていたが、10時頃、地面に横たわっているのを発見され、緊急搬送されたが、後日搬入先の病院で死亡した。 |
| 20 | 8 | 警備業 | 50 歳 代 | 35°C | 不明 | 被災者は8時から工事現場（道路上）で交通誘導の業務に従事していた。15時頃に体調が悪くなったため、現場を早退したが、帰宅途中の駅で倒れ、病院に救急搬送されたが、翌日搬入先の病院で死亡した。 |
| 21 | 8 | 繊維製品製造業 | 30 歳 代 | 33.8°C | 30.6°C | 被災者は8時から17時まで自動車吸音材製造工場内にて製造業務に従事していた。被災者は作業中に体調不良を訴えていなかったが、17時過ぎに自転車で帰宅していたところ、事業場より約500メートル先の農道で倒れ、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 |
| 22 | 8 | ト鉄 造骨 家・屋 鐵 筋 建 築 コ ン クリ ー | 50 歳 代 | 31.2°C | 27.8°C | 被災者は8時30分から17時まで新築ビルの内装作業に伴う養生の準備及び撤去作業に従事していた。17時30分頃にゴミを撤去したところ歩道上で倒れ、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 |

| | | | | | | |
|----|---|----------|------|--------|--------|---|
| 29 | 8 | ガラス製品製造業 | 20歳代 | 29.0°C | 27.2°C | 被災者は8時50分頃から板ガラスの切断作業に従事していた。18時30分頃まで適宜休憩を取りながら同業務に従事していたが、上司が被災者の様子がおかしいことに気づき、帰宅を指示した。19時頃に帰社し、19時10分頃被災者が倒れているところを通行人が発見し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 |
| 30 | 9 | 警備業 | 60歳代 | 31.8°C | 29.3°C | 被災者は8時30分から道路拡幅工事現場で交通誘導業務に従事していた。適宜休憩をとりながら作業し、11時に休憩場所へ向かったが、11時35分頃休憩所近くで倒れている姿を発見され、緊急搬送されたが、その後搬送先の病院で死亡した。 |
| 31 | 9 | 農業 | 40歳代 | 27.7°C | 29.3°C | 被災者は単独で農業用配管の敷設作業を行っていた。8時50分頃に代表が作業の進捗確認のために事業場を訪れると被災者が横向きに倒れており、緊急搬送要請したが、その場で死亡が確認された。 |

(注1) 現場での気温が不明な事例には、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所における気温を参考値として示した。

(注2) 現場での暑さ指数(WBGT)が不明な事例には、調査時に環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所における暑さ指数(WBGT)を参考値として示した。

令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和6年2月27日制定
令和6年5月31日改訂

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者1,106人、うち死亡者は31人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業209件、製造業231件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和6年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和6年4月を準備期間とし、令和6年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

(2) キャンペーン期間中

- 暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10の（2）のア及びイ）
- 作業環境管理（10の（2）のウ）
- 作業管理（10の（2）のエ）
- 健康管理（10の（2）のオ）
- 異常時の措置（10の（2）のキ）

(3) 重点取組期間中

- 作業環境管理（10の（3）のア）
- 作業管理（10の（3）のイ）
- 異常時の措置（10の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表1）を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとすること。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

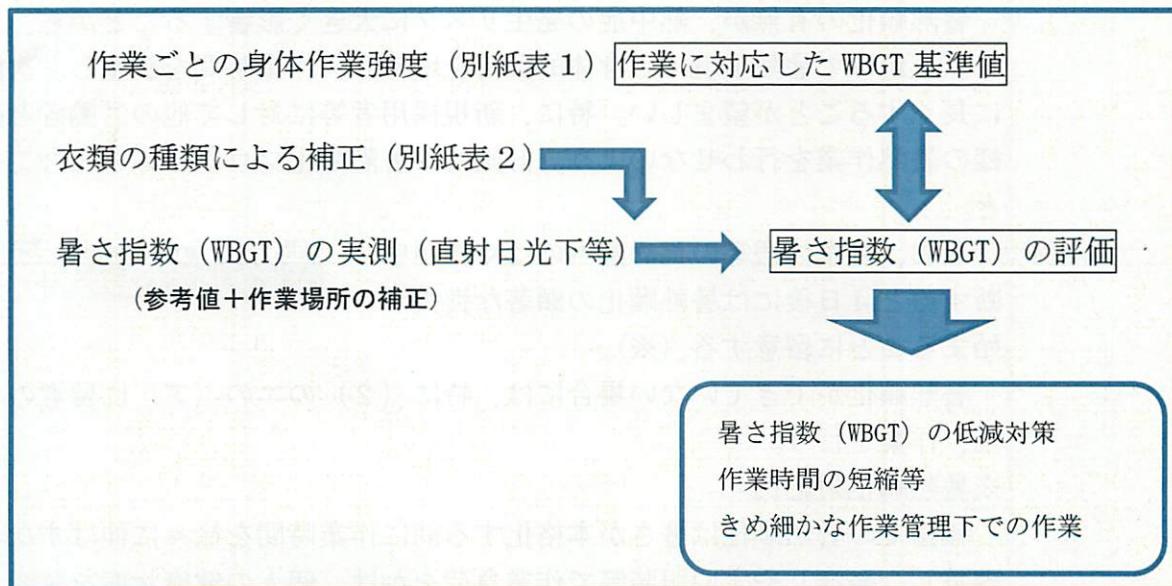


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（1）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

の延長や、追加の暑熱順化を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業者へ周知する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数（WBGT）が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、
⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようとする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(2) のウの(ア)の暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数(WBGT)の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数(WBGT)に応じた作業の中止等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡回の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

注3（参考1）身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業者において、WBGT基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりも長い時間の休憩等が望ましい。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考1に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とするWBGT値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考2に掲げる知見を踏まえたものとすること。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)才(I)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業者との間で2人1組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考2）

- ・ 適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上で、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度30℃、湿度85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで15分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約20%減少させる効果があることもわかっている。

表3 热中症予防管理者労働衛生教育

| 事項 | 範囲 | 時間 |
|---------------|---|------|
| (1) 热中症の症状* | <ul style="list-style-type: none"> ・热中症の概要 ・職場における热中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・热中症が発生する仕組みと症状 | 30分 |
| (2) 热中症の予防方法* | <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数 (WBGT) (意味、WBGT 基準値に基づく評価) ・作業環境管理 (暑さ指数 (WBGT) の低減、休憩場所の整備等) ・作業管理 (作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡回等) ・健康管理 (健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等) ・労働衛生教育 (労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法) ・热中症予防対策事例 | 150分 |
| (3) 緊急時の救急処置 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置 | 15分 |
| (4) 热中症の事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・热中症の災害事例 | 15分 |

注 対象者の热中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

| 事項 | 範囲 |
|--------------|---|
| (1) 热中症の症状 | <ul style="list-style-type: none"> ・热中症の概要 ・職場における热中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・热中症が発生する仕組みと症状 |
| (2) 热中症の予防方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・暑さ指数 (WBGT) の意味 ・現場での热中症予防活動 (暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等) |
| (3) 緊急時の救急処置 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の救急措置 |
| (4) 热中症の事例 | <ul style="list-style-type: none"> ・热中症の災害事例 |